平成２９年（再イ）第２６２号

名古屋市西区中小田井２丁目484番地　ハイツサイネリア201号

再生債務者　千坂　祐子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月６日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第４１７号

大阪府守口市南寺方北通２丁目３番16号

再生債務者　森　　保

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第３０号

奈良県橿原市小槻町634番地の55

再生債務者　北　　等

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月７日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（再イ）第２０７号

札幌市豊平区豊平３条３丁目１番28―801号

再生債務者　冏部　正弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月７日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１７号

北海道小樽市梅ケ枝町２番８号　右近ＡＰ203号室

再生債務者　成田いづみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月７日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（再イ）第２０号

富山県滑川市荒俣266番地４

再生債務者　小竹　正恒

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月７日　富山地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第３１号

富山市婦中町田屋1395番地

再生債務者　谷川　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年12月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年12月７日　富山地方裁判所民事部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳～80歳位の男性、身長160㎝、着衣は黒色パーカー、黒色ベスト、赤色長袖シャツ、紺色ハイネックシャツ、白色長袖シャツ

上記の者は、平成29年10月26日、土浦市佐野子554番地学園大橋南交差点東方約100メートルのトンネル内において、死亡して発見されました。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市国分霊園無縁墓地内納骨堂に安置しております。お心当たりの方は、当市保健福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成29年12月20日

茨城県　　土浦市長　中川　　清

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知できないため、法第14条第10項の規定により公告する。

平成29年12月20日

高島市長　福井　正明

1　建築物の所在地等

所在地　高島市勝野568番地、456番地４

構造　⑴　居宅　木造瓦葺２階建

⑵　物置　木造瓦葺平屋建

⑶　便所、浴室　木造瓦葺平屋建

2　必要な措置の内容

１の建築物を解体、撤去および処分をすること。

3　必要な措置を命ずべき理由

１の建築物は、このまま放置した場合、さらなる倒壊等によって周辺住民および通行人の生命または身体に被害を与える蓋然性が高く、周辺への悪影響の程度が一段と拡大するおそれがある。措置については、建築物の構造部材が著しく劣化しており修繕で耐えうる状態ではないことから、除却を命ずるものである。

4　履行期限　平成30年１月８日

期限までに措置が行われない場合は、高島市長またはその措置を命じた者もしくは委任した者（以下「市長等」という。）が２の措置を行うことがある。

5　動産等の取扱い

市長等が２の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、１の建築物の中およびその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに運び出しまたはその物を指定して保管もしくは引き渡すよう通知すること。

6　高島市役所の掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、高島市公告式条例（平成17年高島市条例第３号）第２条第２項に規定する高島市役所前、マキノ支所前、今津支所前、朽木支所前、安曇川支所前および高島支所前の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十九年十二月十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

秋田県秋田市大町一丁目二番七号

あきた共通商品券協同組合

清算人　辻　　篤志

解散公告

当社は、平成二十九年十一月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

福島県いわき市明治団地六七番地一

株式会社マッサージプレイク

代表清算人　加茂　喜子

解散公告

当社は、平成二十九年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

群馬県みどり市笠懸町鹿三四二番地一

タケウチ商事有限会社

代表清算人　鈴木　俊弘

解散公告

当社は、平成二十九年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

埼玉県ふじみ野市霞ケ丘一丁目四番一七棟二〇五号

有限会社ＡＥシステム

清算人　浅倉　　宏

解散公告

当社は、平成二十九年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

東京都中野区本町一丁目三一番六号マンション中野坂上五〇二

株式会社アドバンテックビューティ

代表清算人　雑賀　俊行